

令和3年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録（概要版）

1 日 時 令和3年7月16日（金） 13時30分～16時00分

2 場 所 十勝総合振興局 地下会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学准教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	金子 ゆかり	(有)金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	寅尾 昌史
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	佐藤 日南
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	富川 和朋
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	松尾 将志

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- 「ジョイフルエーケー帯広店資材センター」（帯広市）の法第6条第2項（変更）の届出について
- 「（仮称）サツドラ釧路町店」（釧路町）の法第5条1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 事務局から「ジョイフルエーケー帯広店資材センター」（帯広市）の法第6条第2項（変更）の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。委員から駐車台数の充足について懸念する意見は出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

（主な意見）

・駐車台数の充足について、利用実態を踏まえて算定されており概ね妥当と判断できるが、指針に基づく「駐車台数の目安数値の算定結果」より大幅に少ないことから、入庫待ち渋滞や出庫時の駐車場内での滞留等による生活環境保持に関する苦情が発生する懸念があるため、十分に配慮した運営を行っていただきたい。

(2) 事務局から「（仮称）サツドラ釧路町店」（釧路町）の法第5条第1項（新設）の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(3) 「（仮称）ツルハドラッグ足寄店」（足寄町）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務的説明を行った。

(4) 「ショッピングセンターJAM星が浦」（釧路市）の法第6条第2項（変更）の届出について、事務的説明を行った。

(5) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 非公開の理由（6（3）（4））

届出事項の事務的説明であるため。（平成17年6月2日北海道大規模小売店舗立地審議会制定「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開の取り扱いについて」による。）

8 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり

別紙

答申

ジョイフルエーカー帯広店資材センター

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、駐車需要の充足については、指針に基づく駐車台数の目安数値の算定結果より大幅に少ない駐車台数の設定となっていることから、交通渋滞等の懸念に関する意見が出されたが、駐車場の利用実績を踏まえ、年間の最大レジ打数と店舗面積増を考慮した算定を行っており、概ね妥当と判断できる。その他、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

帯広市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別紙

答申

(仮称) サツドラ釧路町店

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

釧路町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。